

憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める要請書

貴職におかれましては、住民の暮らしの向上、地方自治の発展に向けて、日頃からご尽力されていることに敬意を表します。

止まるところを知らない物価高・燃料高、度重なる甚大な自然災害、新型コロナ禍などにより、住民生活は絶えず困難に直面しています。能登半島地震や豪雨災害では、水道事業や清掃業務を直営で堅持してきた自治体からの行政派遣が大活躍した一方で、被災自治体における公務員不足、技術継承がされていないなどの問題が浮き彫りになり、地元建設業者の衰退によって道路や建物の復旧に大きな支障が出ました。その歪みは、医療、保健、介護、障害福祉、保育、学童保育、教育など住民生活にとって不可欠な場面においてより強く表出し、弱い立場の人ほど人権が脅かされました。東日本大震災から15年目を迎えてなお、自治体・公務公共関係職場をはじめ「公共」を支える仕事の多くが、極めて脆弱な基盤の上での運営を強いられ続けているのです。

それらの現場で働く労働者の人権も守られていません。自治体業務を支える職員のマンパワーは絶対的に不足し、長時間・過密労働により精神疾患や過労死が激増しました。一方で、不安定雇用で低処遇の会計年度任用職員が大きな責任と専門性を担い、自治体運営を支えています。教員や、公設民営・民設民営の社会福祉施設の福祉労働者は、まさに「やりがい搾取」というべき状況に置かれ続け、職員の善意だけに甘え続けた労働環境は深刻な人手不足を招いています。

いま、この現状への危機感が広がっています。埼玉県春日部市では、市の規定の指導員を集められなかった学童保育の指定管理者と市に対し損害賠償を命じる判決が出され、三重県伊賀市は保育園の民営化を撤回し窓口業務の再直営化の議論を進めるなど、大きな転換が始まっています。公共発注の適正化に向けては、国の施策が着実に進む中、全国知事会も適切な価格転嫁の実現を宣言しました。職員の働き方の面では、開庁時間短縮の議論が加速度的に進んでいます。会計年度任用職員は地方財政計画において給与関係経費(人件費)に位置づけが変わりました。

日本国憲法の根本原理は、個人の尊厳の尊重です。住民の最も近くで住民一人ひとりの基本的人権を保障するために、地方自治が憲法に規定されました。その実現には、抜本的な体制拡充と処遇改善が不可欠です。コスト削減や効率性の追求のみに捉われた行政運営では、住民も職員も人権が守られません。「人権保障のにない手」である自治体・公務公共関係労働者の人権が守られてこそ、住民の人権を守ることができます。必要なのは「公共の再生」です。行政が地域での対話を深め、住民の声に直接耳を傾け、地方自治体本来の役割である「住民の福祉の増進」を自覚的に拡充するとりくみがいっそう重要です。

つきましては、下記の事項について速やかに実現されるよう要請いたします。

記

【1】憲法と地方自治の本旨に基づいた行政運営について

1. 憲法を遵守し、誰もが個人として等しく尊重され安心して暮らせる社会を地域から実現するため団体自治・住民自治に基づいて住民の福祉の増進を図ってください。

【2】公務・公共サービスで働く労働者の権利と住民サービスの拡充について

- I. 自治体で働く職員の賃金・労働条件を改善してください。
 1. 任期の定めのない常勤職員による公務運営について

① 「任期の定めのない常勤職員による公務運営」の原則を堅持し、新型コロナウイルスや自然災害から住民のいのちと暮らしを守るために必要な正規職員を平時から確保してください。

担当課	人事課
回答	将来の行政需要等を踏まえ、任期の定めのない職員が従事すべき業務を精査し、必要な正規職員を確保してまいります。

② 育児休業者の代替は任期の定めのない正規職員で配置してください。

担当課	人事課
回答	地方公務員の育児休業等に関する法律の趣旨に則り任期付職員の適切な任用を行うほか、将来の行政需要等を踏まえ、必要な正規職員を確保してまいります。

③ 育児短時間勤務や育児のための部分休業制度について、すべての職場で希望者が確実に取得できるよう運用を改善し、必要な人員を配置してください。

担当課	人事課
回答	希望する職員が制度を利用できるよう、限られた人員の適切な配置に努めます。

2. 会計年度任用職員の適切な任用について

① 勤務時間が週 37.5 時間のパートタイム会計年度任用職員をフルタイムとするなど、会計年度任用職員の不適切な任用を見直してください。

担当課	人事課
回答	地方公務員法および地方自治法の趣旨に則り、業務内容に応じて必要な勤務時間を精査し会計年度任用職員の適正な任用をおこなってまいります。

② 会計年度任用職員の再度の任用にあたっては非公募とし、回数の上限を撤廃してください。

担当課	人事課
回答	会計年度任用職員が同業務に就く回数の上限は設定しておらず、次年度の配置は人事考課結果に基づき毎年検討しています。

③ 会計年度任用職員の給与等が、2026 年度地方財政計画において一般行政経費(単独)から給与関係経費に移し替えて計上されたことなども踏まえ、会計年度任用職員を雇用の調整弁とするような「雇止め」をしないでください。

担当課	人事課
回答	業務内容に応じた必要な勤務時間の精査及び人事考課結果に基づく任用の検討を毎年行い、適正な任用を行ってまいります。

3. 賃金引き上げについて

① 自治体で働くすべての職員の賃金をただちに時間額 1,800 円以上、月額 27 万円以上にしてください。

担当課	人事課
回答	最低賃金を下回ることはないよう情勢適応の原則に基づき、国の基準に準拠し設定しています。

- ② 会計年度任用職員のいわゆる昇給・昇格にあたっては、正規職員の昇給・昇格制度との均等待遇を実現してください。

担当課	人事課
回答	職務内容や責任の程度、任用形態の違い等を総合的に勘案し、適切に判断していきます。

- ③ すべての職員について、最低賃金を下回った場合には、初任給基準の引き上げとあわせて、昇給時に適用する号給全体を引き上げ、昇給制度が適切に機能するようにしてください。

担当課	人事課
回答	国及びその他自治体との均衡を保つため、原則として人事院規則を上回る制度の制定はしません。

- ④ 年度途中で正規職員の給料表を増額改定する場合は、すべての会計年度任用職員についても4月に遡って同様の給料表を適用してください。

担当課	人事課
回答	正規職員の給料表の増額改定については、会計年度任用職員にも原則として遡及して適用することを基本としつつ、勤務実態等に応じ適切に対応します。

4. 手当支給について

- ① 駐車場等の料金も含めた通勤にかかる費用については通勤手当等によりその実費全額を保障し、職員に自己負担が生じることのないようにしてください。

担当課	人事課
回答	国の制度に沿って制定しており、国及びその他自治体との均衡を保つため、原則として国の制度を上回る手当制度の制定はしません。

- ② 会計年度任用職員の手当支給について正規職員との均等待遇を実現してください。

担当課	人事課
回答	正規職員及び会計年度任用職員の手当は、国の制度に沿って制定しています。国及びその他自治体との均衡を保つため、原則として国の制度を上回る手当制度の制定はしません。

5. 休暇制度の拡充について

- ① 出産休暇は、産前・産後とも8週間以上としてください。妊産婦の健康診査及び保健指導、妊産婦の休息・補食、妊娠中の通勤緩和、妊娠障害休暇を新設・拡充するなど、母性保護制度を確実に整備してください。

担当課	人事課
回答	国の制度に沿って制定しています。妊産婦の健康診査及び保健指導、妊産婦の休息・補食、妊娠中の通勤緩和、妊娠障害休暇については、既に国と同等の制度を整備しております。

- ② 部分休業や子どもの看護等休暇の対象となる子どもの範囲を拡大するなど、両立支援制度を拡充してください。

担当課	人事課
回答	国の制度に沿って制定しています。国及びその他自治体との均衡を保つため、原則として国の制度を上回る制度の制定はしません。

- ③ 会計年度任用職員の休暇制度等について正規職員との均等待遇を実現してください。妊娠、出産、育児等のライフイベントに関わる休暇、病気休暇、母性保護に関わる休暇等は、ただちに正規職員と同等の日数を有給で付与してください。

担当課	人事課
回答	国の制度に沿って制定しています。国及びその他自治体との均衡を保つため、原則として国の制度を上回る制度の制定はしません。

6. 勤務時間の適正管理について

- ① 自治体で働くすべての職員の勤務時間について、適正で客観的な把握を行ってください。在庁状況の客観的な記録に基づいて適正に時間外勤務時間を管理し、時間外勤務手当を確実に支払い、不払いを根絶してください。

担当課	人事課
回答	労働時間については、客観的な把握を行うために、パソコンのログイン・ログアウトの時間を記録しています。システム上、乖離が生じた場合に上司が認識できる仕組みとなっており、確認した場合は適正な時間外勤務手当を記録しています。

- ② 勤務開始時間が開庁(開所)時間と同時である、または勤務終了時間が閉庁(閉所)時間と同時であるなどの勤務時間設定を改め、準備や片付け、朝礼・終礼等の時間を正規の勤務時間の中で確保できるようにしてください。

担当課	人事課
回答	サービス残業の撲滅等、時間外勤務の適切な運用に努めます。

- ③ 労働基準法別表第一に含まれる職場では必要最小限の時間で 36 協定を締結し、含まれない職場においても同様の労使協定を締結してください。

担当課	人事課
回答	36 協定締結については、労働基準法を遵守し締結しております。

7. 健康管理について

- ① 自治体で働くすべての職員について、使用者の責任において定期健康診断やストレスチェックを実施してください。

担当課	人事課
回答	定期健康診断及びストレスチェックにつきましては、労働安全衛生法等に則り、実施が必要な職員につきましては適切に実施しております。

② ハラスメント防止条例を制定し、あらゆるハラスメントを根絶してください。

担当課	人事課
回答	ハラスメントについては「豊田市職員のハラスメント防止に関する要綱」に基づき、防止及び排除に努めています。

③ 熱中症による健康障害を防止するため、業務の場所や職種を問わず実効性ある措置を講じ、必要な体制を整備してください。

担当課	人事課
回答	職場の熱中症対策につきましては、労働安全衛生規則に則り、業務の場所や職種と問わず、必要な対策を講じていきます。

II. 公契約制度の適正化と地域経済の発展をはかってください。

1. 公契約条例を設けている地方自治体は、全国 91 自治体まで広がっており、愛知県内でも 21 自治体が条例化しました。実に全国の 4 分の 1 近くを愛知県内の自治体が占めています。しかし、多くは賃金下限額の規定なき理念条例となっており、公契約の基礎となる ILO 第 94 号条約の理念や意義が十分にいかされていません。改正された品質確保法など「第 3 次担い手 3 法」の主旨を踏まえ、公契約事業に従事するすべての労働者の賃金を時間額 1,800 円以上とし、職務経験に応じた加算、休日の確保、雇用の安定を実現する、公契約条例を制定してください。

担当課	契約課
回答	法令を上回る賃金を規定することの法的合理性、客観的な根拠に基づく積算など、解決すべき課題が多いことから、豊田市公契約条例では賃金下限額を設けてはいません。ただし、「特定公契約」という一定の基準に基づく契約については、地域別最低賃金以上の賃金が支払われているかを確認することにしています。

2. すでに条例を制定している自治体において賃金下限額の規定がない場合は、これを盛り込む改正を行ってください。賃金下限額の規定がある場合は、最低額を 1,800 円以上としてください。

担当課	契約課
回答	II 1 の回答と同じです。

3. 愛知県は、労働環境報告書の提出とともに一定額以上の工事請負契約、業務請負契約について、下請及び再委託を含むすべての事業者から賃金単価及び報酬単価の報告を義務づけています。これを参考に、関係するすべての労働者および事業者の賃金と報酬単価を把握してください。

担当課	契約課
回答	地域別最低賃金の支払いが行われていることを確認していることから本市では、労働環境報告書の提出による確認のみとしています。なお、関係するすべての労働者および事業者の賃金と報酬単価の把握は、受注者・発注者双方の事務負担も大きなものであるため、当該確認の導入には、慎重な検討が必要と考えます。

4. 2026年度地方財政計画においても示されたように、地域経済において自治体発注が大きな役割を果たしていることを踏まえ、人件費や資材費などの実勢価格を反映した適正な予定価格を設定してください。また、契約締結後においても賃金・物価スライドによる契約金額の改定について、業務委託や指定管理も含め、事業者が活用しやすいよう周知するとともに、丁寧に対応してください。

担当課	契約課
回答	<p>建設工事は最新の単価を使用し、積算を行っています。また、その他についても複数の見積徴取を行い、物価高騰や人件費の上昇等の社会情勢を踏まえた最新の实勢価格を適正に反映した積算を行うように定期的に庁内への周知を行っています。</p> <p>また、工事及び業務委託（設計、測量等工事関係委託を除きます。）の契約約款において、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更について規定を設けており、必要に応じて適切に対応しております。</p>

5. 地域経済の発展をはかるため、地元中小企業への支援や就労支援施策等の充実をはかってください。物価高や賃金引き上げのための労務費上昇分を価格転嫁できるように公正取引の実態を把握してください。

担当課	産業振興課、産業人材活躍課
回答	<p>経営力強化支援補助金や人材活躍支援補助金をはじめとした独自の中小企業支援策を推進するほか、豊田市女性しごとテラスを中心に、多様な求職者層に対する就労支援策（スキルアップセミナーや職業紹介事業）を実施していきます。</p> <p>物価高に伴う価格転嫁の状況は、事業者へのアンケート調査等により把握するよう努めます。</p>

6. 地方自治体による奨学金返還支援のとりくみは、全47都道府県、816の市区町村(約5割:2024年6月時点)にまで広がりました。しかし県内自治体の実施率は2割程度に留まっています。企業規模、年齢、職種、公民の違いなど制限を設けず、奨学金を返還するすべての労働者を対象とする地方自治体独自の奨学金返還支援制度を確立してください。

担当課	産業人材活躍課
回答	<p>奨学金返済支援制度に関しては、中小企業の人材確保を図ることを目的に、令和6年度から愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金が創設されており、現時点で市独自の拡充は考えておりません。引き続き、市内事業者からの同様制度創設に対するニーズを注視してまいります。</p>

Ⅲ. 住民の暮らしを守り、安全・安心の公務・公共サービスを充実してください。

1. 民間社会福祉施設職員の処遇改善に関して

- ① 「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（2007年8月28日厚労省告示第289号）に基づき、保育・障害・介護など民間の社会福祉分野で働く職員の賃金・労働条件の実態を把握し、福祉職俸給表に近づくように自治体独自の補助をしてください。

担当課	保育課
回答	保育の公定価格に対する措置については、国の責任で実施する必要があると考えています。 保育分野においては、豊田市独自の補助金を措置しており、その中で職員の賃金・労働実態を把握しています。
担当課	障がい福祉課
回答	障がいの報酬に対する措置については、国の責任で実施する必要があると考えているため、民間の社会福祉分野で働く職員の賃金・労働実態把握はしておらず、豊田市独自の補助金についても現時点では考えていません。
担当課	介護保険課
回答	介護の報酬に対する措置については、国の責任で実施する必要があると考えているため、民間の社会福祉分野で働く職員の賃金・労働実態は把握しておらず、豊田市独自の補助金についても考えていません。

- ② 正規・非正規ともに最賃引き上げに対応できるよう、処遇改善とは別に自治体独自で補助してください。

担当課	保育課
回答	保育の公定価格に対する措置については、国の責任で実施する必要があると考えているため、現時点で豊田市独自の補助金は考えていませんが、正規・非正規の最低賃金は適切に対応すべきと考えています。
担当課	障がい福祉課
回答	障がいの報酬に対する措置については、国の責任で実施する必要があると考えているため、現時点で豊田市独自の補助金は考えていませんが、パートタイム・有期雇用労働法や最低賃金は適切に対応すべきと考えています。
担当課	介護保険課
回答	介護の報酬に対する措置については、国の責任で実施する必要があると考えているため、豊田市独自の補助金は考えていませんが、パートタイム・有期雇用労働法や最低賃金は適切に対応すべきと考えています。

- ③ 子の看護等休暇、介護休暇、育児短時間勤務等が保障されるよう、余裕ある人員配置を可能とする自治体独自の人件費補助を創設・拡充してください。両立支援を実効あるものとするため、必要な財政的裏付けを講じてください。

担当課	保育課
回答	子の看護休暇や介護休暇の取得、育児短時間勤務の促進は労働環境の向上に必要と考えますが、現時点で豊田市独自の補助金は考えていません。
担当課	障がい福祉課
回答	豊田市独自の補助金についても現時点では考えていませんが、現場の声や国、近隣自治体の動向を注視しながら、被雇用者が定着できるよう必要な対応について見極めてまいります。
担当課	介護保険課
回答	豊田市独自の補助金については考えていませんが、被雇用者が定着できるよう、職場環境の改善のための施策を進めていきます。

2. 保育に関して

- ① 公立保育所にも民間保育所にも、管理者に責任を持って労働時間管理を行わせ、自治体としてそれを把握してください。必要な指導を行うため、不払い残業をなくすためのガイドラインを策定し、すべての公立保育所・民間保育所に周知徹底を図り指導・監査してください。

担当課	保育課
回答	公立保育所では、時間外勤務判断基準を周知し適正な支給に努めています。民間保育所については指導・監査時に把握し、指摘事項は改善を求めています。

- ② 自治体独自で職員配置基準を改善し、公立・民間を問わずすべての保育所に適用してください。少なくとも、1歳児5：1と、3歳児15：1、4・5歳児25：1については、ただちに実現してください。

担当課	保育課
回答	公立・民間問わず、豊田市独自の職員配置基準を設けています。 (0歳児3:1、1・2歳児5:1、3歳児12:1、4歳児25:1、5歳児30:1) 3歳児は国の基準よりも手厚く保育士を配置しています。5歳児については2027年4月から実施予定です。これは、在園児がスムーズに進級できるように配慮しています。

- ③ 障害児保育の充実のため、障害のある子ども2人に対し保育士1人を上回る配置としてください。すべての公立保育所・民間保育所に、正規雇用の看護師を保育士配置基準に含まず配置してください。

担当課	保育課
回答	障がいのある子どもの個性に合わせた保育を実施するために、必要に応じて、子ども2人に対し保育士1人を上回る配置をしています。 公立園では会計任用職員の巡回看護師により全園対応をしています。 なお、豊田市では看護師を配置基準に含めていません。 民間保育所もほとんどの園で看護師を保育士配置基準に含まず配置しています。

- ④ クラス担任はすべて正規職員で配置してください。自治体独自ですべての公立保育所・民間保育所にフリー保育士(常勤で、クラス担任や障害児の担当を持たない、保育に携わる保育士)を1名以上配置し、ノンコンタクトタイムを確保できるようにするなど、過重業務の実態を改善してください。

担当課	保育課
回答	公立保育所では、正規職員によるクラス担任の配属を原則としています。ただし、産休・育休代替として会計年度任用職員が一時的にクラス担任になる場合があります。フリー保育士については、乳児保育実施園に1人、更に延長保育実施園に1人、一時保育拠点園に1人配置しています。 民間保育所は全園配慮しています。 育児短時間勤務の職員やフリー保育士の配置により事務時間の確保に引き続き努めてまいります。

3. 介護・障害分野の夜勤を伴う職場に関して

現在の夜間支援体制加算では、夜勤者を追加配置するには単価設定が低く、適切な休憩時間の確保ができないことに加え、長時間労働の温床になっています。また、夜間帯の1人勤務では職員に万が一のことがあれば、利用者のいのちの問題に直結します。1人夜勤の実態を把握し、国に複数配置を最低基準とした報酬設定をするよう求めるとともに、自治体独自の補助をしてください。

担当課	介護保険課
回答	国の定める職員配置基準が遵守されるよう事業所に指導を行っています。国への要望については、「中核市市長会」「全国市長会」と歩調を合わせ、団体の活動を通して働きかけを検討していきますが、現時点で豊田市独自の補助金は考えていません。
担当課	障がい福祉課
回答	国の定める職員配置基準が遵守されるよう事業所に指導を行っています。また、国への意見・要望については、「中核市市長会」「全国市長会」などの団体の活動を通して働きかけを検討していきますが、現時点で豊田市独自の補助金は考えていません。今後も現場の声や国の動向を注視しながら、必要な対応について見極めてまいります。

4. 学童保育に関して

- ① 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」「放課後児童支援員等処遇改善事業(月額 9,000 円相当賃金改善)」を予算化してください。

担当課	こども・若者政策課
回答	平成 30 年度及び令和元年度に支援員及び補助員の処遇改善として時給単価の改定を行いました。それに基づき、令和元年度から「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を補助申請しています。さらに、令和3年2月に支援員及び補助員の処遇改善として時給単価の改定を行いました。それに基づき、令和3年度から「放課後児童支援員等処遇改善事業(月額 9,000 円相当賃金改善)」も補助申請をしています。

- ② 上記①の補助金の活用や、「常勤職員配置の改善」について予算化し、「支援の単位」ごとに、正規指導員を複数配置してください。

担当課	こども・若者政策課
回答	「常勤職員配置の改善」については、国の交付要綱上の常勤職員の定義が、「法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員」とされています。現状、この条件に合致する職員を「支援の単位」ごとに複数配置している状況ではないため、当面予算化の予定はありません。なお、補助金等を活用することにより、1支援単位の児童数によりますが、国はおおむね 40 人対して 2 人の配置基準ですが、本市は 30 人対して 2 人を配置しています。

- ③ スポットワーク(いわゆるスキマバイト)のような、その日限りの雇用労働者を指導員として配置しないでください。

担当課	こども・若者政策課
回答	運営委託事業者には、労働基準法等労務関係法令及び豊田市放課後児童クラブに関する条例を遵守したうえで、支援員等を配置するように、またその勤務形態は、安全性の確保を念頭に置き、効率的かつ円滑な形態とし、運営に支障が無いよう定めることと、委託仕様書において記載しており、その日限りの雇用労働者を配置しないよう指導しています。

- ④ 待機児童に関する調査を行い、正確な実態を把握してください。その実態に基づき学童保育所を計画的に設置してください。

担当課	こども・若者政策課
回答	小学校の児童推計をもとに放課後児童クラブ参加児童推計を作成し、施設整備を実施しており、5月1日時点での待機児童数はゼロとなっています。

- ⑤ 待機児童対策として、特別教室等の一時的な活用(タイムシェア)や夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援を実施する際には、子どもの受け入れ状況等や指導員の配置、雇用形態などの把握に努めてください。

担当課	こども・若者政策課
回答	前年度10月受付の当初申込の人数を踏まえ、各学校と協議し夏季休業期間も含めた必要な活動室等の確保をしています。また、委託先事業者にも情報を提供し、支援員の適正は配置を行うよう働きかけ、毎月提出される職員名簿等で確認しています。

- ⑥ 委託・指定管理先に企業(営利を目的とする)を入れないでください。すでに入れている場合は、運営費における人件費割合などを把握し、指導員の適切な雇用・労働条件の確保に努めてください。

担当課	こども・若者政策課
回答	委託費の積算において、支援員の適正な配置に基づいた人件費を算出しており、委託先事業者から提出される、見積書、年間活動計画、収支報告書、職員名簿などにおいて、雇用・労働条件について確認しています。

- ⑦ 静養室、手洗い場、トイレを学童保育所専用として、適切な数を設置してください。また、職員用の事務室、トイレ、更衣室を設置してください。

担当課	こども・若者政策課
回答	新たに放課後児童クラブ専用施設を建築する際には、静養室、手洗い場、トイレについては、現場のニーズを踏まえて、適切な数を設置しています。また、新たに放課後児童クラブ専用施設は、事務スペースや更衣ロッカー等を設置しています。

5. 学校教育に関して

- ① 次世代育成支援対策推進法及び施行令に基づき、市町村立学校で働く教職員を対象にした

特定事業主行動計画を各自治体において作成し、そのとりくみ状況を公表してください

担当課	人事課
回答	市立学校の教員は、県費負担教員であるため、豊田市特定事業主行動計画を適用することはできません。

- ② スクールカウンセラー、学校図書館司書、スクールロイヤー、教員を増員するとともに、労働条件を改善してください。

担当課	学校教育課
回答	スクールカウンセラーや学校図書館司書については、今後も継続配置をするとともに、労働条件の改善に努めています。また、スクールロイヤーについては、相談機能を外部弁護士事務所に委託し、学校が必要とする場面で何度でも速やかに相談できる体制が整っており、教員の負担怪訝につながっています。教員の増員については、豊田市だけでなく、近隣市町においても教員不足が深刻な状況となっていますが、最善を尽くしていきます。

- ③ 教員の時間外労働をなくしてください。

担当課	学校教育課
回答	教育職員の時間外在校等時間を縮減するために、令和8年4月に業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し公表しました。豊田市では、時間外在校等時間に係る新たな目標を設定するとともに具体的な取組を着実に進めることで、時間外在校等時間の縮減を図ってまいります。

- ④ 教員による部活動指導を軽減してください。

担当課	学校教育課
回答	小学校においては、令和4年度末をもって、全ての学校で部活動を実施をしていません。中学校においては、地域指導者や補助員を配置し、計画的に地域展開を進めています。令和8年度の9月に完全移行し、教員による部活動指導の負担が軽減されます。

- ⑤ 学校職場を分断する主務教諭を導入しないでください。

担当課	学校教育課
回答	任命権者である愛知県教育員会の指示のもと、適切に対応していきます。

【3】国または県に対する要望・意見書の提出について

1. 自治体で働く職員の処遇改善のために法・制度を改正するよう求めること
 ① すべての会計年度任用職員へ給料及びすべての手当の支給を可能とすること。

担当課	人事課
回答	すべての会計年度任用職員への給料及びすべての手当の支給に関する要望活動については、国民的な議論や本市の実情を十分に踏まえながら、中核市市長会など関係諸団体と緊密に調整のうえ、必要性を総合的に判断してまいります。

- ② 会計年度任用職員の労働条件について、正規職員との格差是正・均等待遇を法定化すること。

担当課	人事課
回答	国の制度に沿って制定しています。国及びその他自治体との均衡を保つため、原則として国の制度を上回る制度の制定はしません。

- ③ 会計年度任用職員制度に代え、任期の定めのない正規職員として誰もが短時間勤務を選択できる「短時間勤務公務員」制度を創設すること。

担当課	人事課
回答	短時間勤務公務員制度の創設に関する要望活動については、国民的な議論や本市の実情を十分に踏まえながら、中核市市長会など関係諸団体と緊密に調整のうえ、必要性を総合的に判断してまいります。

- ④ 地域手当制度は抜本的に見直し、底上げにより段階的に格差を解消すること。

担当課	人事課
回答	地域手当制度の見直しに関する要望活動については、国民的な議論や本市の実情を十分に踏まえながら、中核市市長会など関係諸団体と緊密に調整のうえ、必要性を総合的に判断してまいります。

- ⑤ 公務員の労働基本権を回復すること。

担当課	人事課
回答	公務員の労働基本権回復については、国民的な議論や本市の実情を十分に踏まえながら、中核市市長会など関係諸団体と緊密に調整のうえ、必要性を総合的に判断してまいります。

2. 最低賃金の全国一律化と大幅引上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求めること

(1) 国に対する要望・意見

- ① 最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現すること。

担当課	産業人材活躍課
回答	最低賃金については、地域毎、業種ごとの実情に応じて、国が一定のルールにより算出したもので、地域の産業構造や就業構造の特性が、一定程度、反映されたものであると認識しています。全国一律単価の導入等の制度変更については、国による議論等を注視していきます。

- ② 最低賃金を時給 1,500 円以上に引き上げること。

担当課	産業人材活躍課
回答	最低賃金については、地域毎、業種ごとの実情に応じて、国が一定のルールにより算出したもので、地域の産業構造や就業構造の特性が、一定程度、反映されたものであると認識しています。時給 1,500 円以上への引き上げについては、国による議論等を注視していきます。

- ③ 中小企業支援策を抜本的に拡充するとともに、公正取引を保障すること。

担当課	産業人材活躍課
回答	最低賃金引き上げへの対応を含め、経営努力を続ける中小企業への支援としては、働き方改革推進支援補助金をはじめ、市独自の中小企業支援策を実施してまいります。 また、市内企業に対し、中小企業庁による「取引かけこみ寺」等に関する周知を図ることにより、公正取引に関する啓発を実施してまいります。

(2)愛知県に対する要望・意見

- ① 愛知地方最低賃金審議会に対し、積極的な引き上げが行われるよう、愛知県として積極的な役割を果たすこと。
 - ② 最低賃金の引き上げに中小企業・小規模事業者が円滑に対応できるよう、賃上げ支援策や生産性向上支援を充実させるとともに、必要な財政措置を講じること。
3. 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求めること
- ① 「公共サービス基本法」第11条を確実に実施できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすこと。

担当課	契約課
回答	国等に対する要望については、本市の実情を十分に踏まえながら、中核市市長会など関係諸団体と緊密に調整のうえ、必要性を総合的に判断してまいります。

- ② 公契約事業従事者の、適正な賃金・労働条件と雇用の安定・継続を保障する「公契約法」を早期に制定すること。

担当課	契約課
回答	IV3①の回答と同じです。

4. 住民のいのちと暮らし、安全・安心をまもるために、「行政機関の職員の定員に関する法律」(総定員法)を廃止するとともに、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を撤回し、柔軟な定員管理を実現するなど、国家公務員を増員すること

担当課	人事課
回答	総定員法の廃止及び定員合理化計画の撤回に関する国等に対する要望活動については、国民的な議論や本市の実情を十分に踏まえながら、中核市市長会など関係諸団体と緊密に調整のうえ、必要性を総合的に判断してまいります。

5. 地方財政の拡充を求めること

- ① 物価・燃料費高騰や、人事院勧告に伴う地方公務員(会計年度任用職員を含む)の給与改定による人件費の増加、サービス・施設管理等の委託料の増加、公立病院の経営悪化等に対応するための財源措置を大幅に拡大すること。その財源は、普通交付税ではなく税源移譲によって確保すること。当面は特別交付税や国庫補助金で対応すること。

担当課	財政課
回答	「中核市市長会」「全国市長会」などと歩調を合わせ、団体の活動を通して働きかけていきます。

- ② デジタル化の推進やこども未来戦略、いわゆる給食無償化など、国の主導によって全国一律に実施を求められる政策に係る新たな財源や負担については全額を国が負担すること。特に、標準準拠システム・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費については、一時的な対応に留まらず、恒久的な財源確保を行うこと。少なくとも、地方交付税措置（基準財政需要額への算入）に留まらず、新たな税源による基準財政収入額への算入をあわせて行い、不交付団体も含めたすべての地方自治体に必要な財源を保障すること。

担当課	財政課
回答	「中核市市長会」「全国市長会」などと歩調を合わせ、団体の活動を通して働きかけていきます。

- ③ 地方交付税の算定にあたっては、地方交付税法定率の抜本的な引き上げを行うこと。基準財政需要額は、地方自治体が住民福祉の増進を図るために現に必要としている財政需要をもとに算定し、人件費や人員の削減、公の施設の統廃合・民間移管など業務改革の取組等の成果を基準財政需要額の算定へ反映する仕組みを廃止すること。

担当課	財政課
回答	「中核市市長会」「全国市長会」などと歩調を合わせ、団体の活動を通して働きかけていきます。

- ④ 当分の間税率や環境性能割の廃止に伴う地方財政への影響について、地方特例交付金による対応ではなく、新たな税源移譲等により恒常的な対応を行うこと。

担当課	財政課
回答	「中核市市長会」「全国市長会」などと歩調を合わせ、団体の活動を通して働きかけていきます。

- ⑤ 税の原則に反する「ふるさと納税制度」を廃止し、寄付税制に戻すこと。

担当課	財政課
回答	「中核市市長会」「全国市長会」などと歩調を合わせ、団体の活動を通して働きかけていきます。

6. 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求めること

- ① 世界基準の保育環境実現のため、国の定める保育士配置基準をさらに改善すること。

担当課	保育課
回答	Ⅲ 2の②のとおりです。

- ② 保育士の賃金水準の抜本的な引き上げなど、さらなる処遇の改善を図ること。

担当課	保育課
回答	国への働きかけは、令和7年5月に中核市市長会「国の施策及び予算に関する提言」の中で保育職員の処遇改善の充実を図ることを求めています。

- ③ 両立支援のため、子の看護等休暇等を有給で取得できるよう財政措置を行うこと。

担当課	人事課
回答	国の制度改正に沿い、既に有給で取得できるよう整備しております。

7. 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求めること

- ① 介護・障害施設の夜勤体制は、1つの単位で常時複数配置を基準とし、それが実現できるように基本報酬を引き上げること。

担当課	介護保険課
回答	「中核市市長会」「全国市長会」などと歩調を合わせ、団体の活動を通して国への働きかけを検討していきます。
担当課	障がい福祉課
回答	報酬に対する措置については、国の責任で実施する必要があると考えているため、今後も「中核市市長会」「全国市長会」などと連携して、国へ財政措置を求める働きかけを検討していきます。

- ② 夜間労働の実態を把握するため、夜勤の実態調査を行うこと。

担当課	介護保険課
回答	運営指導等により、夜間の勤務状況の把握を行っています。
担当課	障がい福祉課
回答	監査や運営指導等により、実態の把握に努めてまいります。

8. 愛知県に対し、教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめ、年間を通じた教員の未配置をただちに解消するための施策を求めること

- ① 教職員の長時間過密労働を解消すること。

担当課	学校教育課
回答	働き方改革の実現に向けて、県が改訂した働き方改革ロードマップとも連携を図るなど、今後も国や県の動向にも注視していきます。

- ② 非正規教員を正規化し、教員を大幅に増員すること。

担当課	学校教育課
回答	非正規教員を正規化することについては、深刻な教員不足の現状と深くかかわる問題であり、国、県の動向を注視していきます。

- ③ 年間を通じて、教員の未配置を愛知県教育委員会の責任でなくすこと。

担当課	学校教育課
回答	教員不足は、豊田市だけでなく近隣市町においても深刻な状況です。国、県の動向を注視し、未配置とならないように最善を尽くしていきます。

以上